

毛呂山町商工会中小企業・小規模事業者賃上支援金概要

物価高騰の中で、従業員の賃上げを実施した町内の事業者に対し支援金を交付します

▶対象 令和7年中に従業員の賃上げを実施した町内事業者（法人及び個人）

▶金額

| 賃上げを行った従業員数 | 金額 |
|-------------|-------|
| 20名以上 | 5万円 |
| 10名以上19名以下 | 3万円 |
| 9名以下 | 1万5千円 |



※法人の役員及び青色事業専従者は含まれません。

▶申込み 令和8年6月1日（月）から8月31日（月）までにお申し込みください。

▶申請書類

- 毛呂山町商工会中小企業・小規模事業者賃上支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- 令和8年1月1日までに毛呂山町が納税地であることが確認できる書類
- （法人の場合）直近1期分の確定申告書の控えの写し及び法人事業概況説明書の控えの写し
（個人の場合）直近1年分の確定申告書の控えの写し
- 令和7年中のいずれかの月で賃上げ前後で比較をし、従業員の賃金が賃上げしていることが証明できる書類
- 賃上げを行った従業員数を証明ができる書類
- 誓約書及び同意書（様式第2号）
- 通帳のおモテ面及び通帳を開いた1・2ページ目の両方の写し

※ただし、審査過程において追加の書類を求める場合があります。

※商工会会員は、上記2及び3の添付を省略できます。

▶申請窓口 毛呂山町商工会

住所 埼玉県入間郡毛呂山町岩井西4丁目6-16
営業時間 8:30 ~ 17:15(土日祝日はお休み)
電話番号 049-294-1545 (代表)

▶制度についてのお問合せ先

毛呂山町役場 産業振興課 商工観光係 TEL:049-295-2112 (内線213・214)

▶対象者（以下のすべての要件を満たすこと）

- 令和7年中いずれかの月で賃上げ前後で比較をし、従業員の賃金が賃上げしていること。
- 従業員の月額賃金を時給換算した時に、その時点における埼玉県の地域別最低賃金以上であること。また、雇用契約が時給契約の場合は、賃上げ前後のいずれにおいても埼玉県の地域別最低賃金以上であること。
- 毛呂山町が納税地で、かつ、申請日までに納付期限を迎えた町税に未納がないこと。
- 以下のものでないもの
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号の暴力団又は同条第6号の暴力団員が経営し、又は経営に関与しているもの
 - 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定により届出を要する性風俗特殊営業者
 - 宗教法人、公益法人等
 - 令和8年1月2日以降に事業を開始したもの
 - 支援金の交付に係る中小企業者等の経営に国又は地方公共団体が直接的又は間接的に参画しているもの

※町が適当でないと認める場合は交付の対象外とする場合があります。

※支援金は、事業者の経費助成を目的とするため課税対象となります。

▶QRの町HPも
ご確認ください

